令和５年（２０２３年）６月１６日

熊本市工事契約課

現場代理人の常駐義務緩和に係る要件等の改正について

本市では、現場代理人は工事現場における常駐を原則としていますが、平成２３年（２０１１年）４月１日より熊本市公共工事請負契約約款第１０条第３項において、一定の要件を満たす場合に現場代理人の常駐義務を緩和しております。

このことについて、現場代理人の複数の工事における兼任の要件等について、下記のとおり改正します。

記

１　改正内容

改正後	改正前
１　現場代理人の常駐義務緩和の要件 ③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ２　現場代理人の複数の工事における兼任の要件 ≪適用要件①（請負代金額が４，０００万円未満（建築一式工事の場合は８，０００万円未満）の工事のみを施工する場合で、以下の項目のすべてに該当する場合）≫ ア　熊本市及び熊本県発注工事（各課発注の２５０万円以下の小規模工事及び上下水道局発注の緊急的工事を含む。）のうち、３件以内の工事についての兼任であること。 ≪適用要件②（以下の項目のいずれかに該当する場合）≫ イ　同一又は別の発注者が発注する、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、これら複数の工事を１件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合	１　現場代理人の常駐義務緩和の要件 ③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ２　現場代理人の複数の工事における兼任の要件 ≪適用要件①（専任の主任技術者の配置が必要となる重要な工事以外の工事のみを施工する場合で、以下の項目のすべてに該当する場合）≫ ●　熊本市及び熊本県発注工事（各課発注の２５０万円以下の小規模工事及び上下水道局発注の緊急的工事を含む。）のうち、３件の工事についての兼任であること。 ≪適用要件②（以下の項目のいずれかに該当する場合）≫ ○　同一又は別の発注者が発注する、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、これら複数の工事を１件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合

２　改正期日

令和５年（２０２３年）６月１６日とし、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について、改正後の要件を適用します。